

### 第3号様式

#### 令和3年度第3回船橋市情報公開・個人情報保護審査会会議録

(令和4年4月22日作成)

- 1 開催日時  
令和4年1月17日(月) 午後2時00分～午後4時35分
- 2 開催場所  
市役所本庁舎6階 公平委員会室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
岡崎委員、谷委員、田部井委員、加藤委員、坂井委員
  - (2) 担当課(健康づくり課)  
山本健康づくり課長補佐、後藤予防接種係長、杉山主事、和田主事
  - (3) 事務局  
高法務課長、大野情報公開係長、益岡主事、梅沢主事
- 4 欠席者  
大川委員、青木委員
- 5 議題 報告及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由  
・番号法 特定個人情報保護評価(予防接種に関する事務)の第三者点検について【議題・公開】  
・個人情報取扱事務の届出について【報告・公開】  
・個人情報保護制度の一本化について【報告・公開】  
・審査請求に係る審議について(船審02-01、船審02-03)【議題・非公開】  
・審査請求に係る審議について(船審03-12)【議題・非公開】  
審査請求に係る審議については、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例第13条に該当し、船橋市情報公開条例第26条第1号に該当するため非公開。
- 6 傍聴者数(全部を非公開で行う会議の場合を除く。)  
なし
- 7 決定事項  
・予防接種に関する事務に係る全項目評価書(素案)は、特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び 妥当性ともに基準を満たしていると判断しました。  
・個人情報取扱事務の届出について報告を受けました。  
・個人情報保護制度の一般化について報告を受けました。  
・審査請求に係る審議を行いました。
- 8 議事

岡崎会長

現在のところ、本日の審議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。本日は一部公開審議ですので、公開審議の途中で傍聴希望の方がいらっしゃいましたら、随時入室していただきます。

本日は、大川委員、青木委員がご欠席ですが、その他の委員が出席されておりますので、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第2条第2項の規定により、当審査会は成立いたします。

本会議の会議録の署名は、坂井委員にお願いいたします。

それでは、本日の内容に入ります。

本日は、最初に番号法に係る特定個人情報保護評価の第三者点検について、健康づくり課が所管する予防接種に関する事務について審議を行います。また、本日この案件について答申を行うこととなりますので、答申書の内容についても審議を行います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

## 事務局

それでは、特定個人情報保護評価・全項目評価書の第三者点検の進め方について、簡単にご説明をさせていただきます。先ほど会長よりお話がありましたが、今回の第三者点検の対象の特定個人情報保護評価書は、健康づくり課が所管する「予防接種に関する事務」となります。

同事務については、平成27年10月に基礎項目評価書及び重点項目評価書を作成しておりましたが、このたび、基礎項目評価書及び全項目評価書の作成が必要となりました。全項目評価書を作成する際には、第三者点検を受けることが特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項及び特定個人情報保護評価指針第5の3(3)のイに定められていることから、今回ご審議いただきます。

全項目評価書の素案につきましては、令和3年9月1日から10月1日まで意見募集としてパブリック・コメントを行いました。結果としましては、同評価書の素案について意見は寄せられませんでした。

本日諮問ということで担当課の説明を受けた上でご審議をしていただき、答申をいただきたいと思っております。

評価の方法としましては、お手元にありますインデックス3の全項目評価書、それと、インデックス5の特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項をつき合わせていただきながら、評価書の内容をご確認いただきたいと思っております。審査の観点における主な考慮事項の7ページの次のページ以降につきましては、評価書の様式が左側に、それに関する審査の観点が右側にございます。

事務局からの説明は以上となります。

## 岡崎会長

ありがとうございます。以上のような流れで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、担当課のほうからご説明をお願いいたします。

## 健康づくり課

健康づくり課です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料に基づき、山本よりご説明をさせていただきます。

インデックス2の説明資料をご覧ください。予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価につきましては、定期予防接種を行っていることから、平成27年より基礎項目評価及び重点項目評価を実施していましたが、今般の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（以下「コロナワクチン事務」）が加わったことから、特定個人情報の取扱いが新たに生じることになり、特定個人情報保護評価の再実施が必要となりました。

それでは、インデックス4の補足資料をご覧ください。再実施に当たっては、事務の対象人数等に基づく「しきい値判断」を行い、必要となる評価の種類を判断する必要がありますが、この「しきい値判断」の結果、対象者数の増加等により、このたび「基礎項目評価及び全項目評価」を実施することとなりました。

なお、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前に評価を実施することが原則とされていますが、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項にて「災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、行政機関の長等は、当該特定個人情報ファイルを保有した後、速やかに評価書の公示を行う」とされており、今回のコロナワクチン事務は当該条項の適用対象とされております。

それでは、インデックス2の資料にお戻りください。予防接種事務におけるマイナンバーの利用について説明させていただきます。「2. 予防接種に関する事務におけるマイナンバーの利用について」をご覧ください。

予防接種事務におけるマイナンバーの利用は、番号法第9条別表第一で次の2点が規定されております。

第一に、予防接種法による予防接種の実施に関する事務があります。定期予防接種及びコロナワクチン事務でのマイナンバーの利用については、こちらに該当いたしません。第二に、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務がありますが、現在利用する事務はございません。

次に、予防接種事務における特定個人情報の照会・提供については、番号法第19条第8号別表第二にて規定されております。コロナワクチンの接種記録に関する情報連携については、その必要性・緊急性に鑑み、緊急避難的に番号法第19条第16号

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するため認められております。具体的な提供する情報、照会できる情報については、表のとおりとなります。

それでは、インデックス3、「全項目評価書（素案）」の6ページ、（別添）事務の内容をご覧ください。

コロナワクチンの接種記録の管理等については、国の新システムであるワクチン接種記録システム(以下「VRS」)を利用するため、ここでは保健総合システムとVRSとの関係、事務の流れを示しております。従来の定期接種については、まず、住基システムから接種対象者と判断するために必要な情報を取得し対象者を抽出、予診票等を送付します。対象者が医療機関へ予診票を持参し接種を受けた後、医療機関より予診票が市に提出され、保健総合システムに接種歴を登録します。その後、保健総合システムから接種歴が番号連携サーバー、自治体中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを通し、他自治体へ提供される流れになっております。

今回新たに加わったコロナワクチン事務については、対象者が接種を受ける流れまではこれまでと同じですが、接種後の流れが異なっております。接種後、医療機関はその場ですぐにタブレット端末を使いコロナワクチン接種券上のOCRラインを読み込み送信することで、接種記録がVRSに登録される仕組みとなっております。VRSへは事前に保健総合システムから行政専用のネットワーク回線(LG-WAN)を経由し、特定個人情報ファイルをCSVで登録しております。自治体間でのコロナワクチンの接種記録の情報照会・提供については、情報提供ネットワークシステムを介さず、VRSのデータベース間でマイナンバーを介して行われます。

VRSのメリットの1つに、コロナワクチンの接種状況等を迅速に確認できる点があります。従来の仕組みでは、各自治体が接種情報をデータ化するまでに2～3か月かかりますが、コロナワクチンの接種記録情報は医療機関がその場でVRSに情報を登録するため、すぐに接種記録が反映されることで、問い合わせ等にスムーズに対応することや転入者の接種情報を迅速に確認することが可能です。

なお、VRSは、国が運営するシステムであり、システムの利用に関する障害やシステムから個人情報の漏えいが発生する等のトラブルについては、国が全責任を負うことが示されております。各自治体は、国のシステム内の論理的に区分された各自治体の領域においてデータを管理することとなっており、同時に、各自治体は特定個人情報の取扱いの委託を前提とし、番号法第11条に基づき委託業者（ミラボ社）を監督する立場になります。

また、インデックス3、「全項目評価書（素案）」については、令和3年9月1日から10月1日までの間、パブリック・コメントを実施いたしましたが、意見の提出はございませんでした。

なお、令和3年12月20日より、マイナンバーを利用した新型コロナウイルス感

感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用等が開始されており、今後改めて特定個人情報保護評価の再実施を予定しております。

説明は以上となります。

## 岡崎会長

ありがとうございます。今の説明を踏まえて、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。併せて、修正案についてのご質問やご意見もありましたらお願いいたします。

## 田部井委員

1点質問なんですけど、VRSというシステムが、先ほどおっしゃるには、国が管理をして責任を負うというようなお話があったかと思うんですが、個々の限られた領域を船橋市で扱う場合に、何か漏えいというのは起きないものなのか、仮に起きた場合は、それも国のほうの責任において処理していただけるのか、その辺りというのはいかがなんでしょうか。

## 健康づくり課

ここにつきましては、VRSの管理自体は国の責任において行う。自治体においての責任としましては、VRSに対して我々のほうから対象の方の個人情報をお送りする、そのタイミングのときの管理について自治体での責任の負担という形になりますので、例えば、送信をする際に脆弱なセキュリティを持った線で送ることによって漏れてしまったとか、それもLG-WAN回線（政府専用）で行っておりますので、基本的には想定し得ないものではあるんですけども、そういったときに漏れたタイミング、例えばUSBを使って送る端末に入れたときとか、そういったときに漏れた場合は自治体の責任という扱いにはなってきます。

## 岡崎会長

国が管理するシステムということで、国が、市が扱うときにこういう指針に従いなさいという何かの基準というもの示しているんでしょうか。これだけは守らなければいけない指針みたいなものが提示されていたりとか、そういったことはあるんでしょうか。

## 健康づくり課

指針としましては、初めに導入するタイミングのときに、国としてはこういった対応をとっておりますということでの同意の確認ということで、契約書類等の提示というものがまずありました。そこからなんですけれども、我々として対応するに当たっ

ては、各自治体のセキュリティ実施基準、個人情報保護条例を基にするようにということの話は出ていました。

#### 岡崎会長

今、契約とおっしゃったのは、国とシステム開発会社との契約みたいな感じですか。

#### 健康づくり課

はい。

#### 岡崎会長

VRSですか、それを使うと迅速に接種情報が反映できてメリットがあるということなのですが、現時点では新型コロナの接種のみに使うことが予定されてつくられたものということなんですが、例えば今後、こういう便利なシステムですと、ほかの接種についてもこちらで統合管理するみたいな可能性はあり得るのでしょうか。

#### 健康づくり課

少なくともそういったお話につきましては、一切出ておりません。

#### 岡崎会長

出ていない。分かりました。

#### 加藤委員

よろしいですか。質問ですが、20ページのリスク4のところ、下のほうの「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置」のところの②番ですが、私、これちょっと読み切れないんです、知識があまりないもので。特に専用の外部記録媒体を使用するという、そこがよく分からないんですけれども。

#### 健康づくり課

こちらにつきましては、船橋市役所全体としてそういう扱いはしているんですけども、その課でしか使えない、健康づくり課としての上席のほう、そちらが管理しているUSB、それも情報セキュリティの責任者のほうで認証されたUSBのみを使用して移動を行うということでの記載になります。

#### 加藤委員

分かりました。

もう一つよろしいですか。

岡崎会長

どうぞ。

加藤委員

28ページが一番下のところです。②の「日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している」というところですが、上のほうから読み合わせていくと、これも国に準拠したということになるんですか。

健康づくり課

ここは、そうなります。

岡崎会長

今回の案を作成するに当たって、特にここに力を入れたとか注意をしたというような項目とか、あるいは、そういうところというのはありますでしょうか。全般的に注意を払って書かれているんだろうなと思いますけれども。

健康づくり課

原則として、もともと国のサンプルを基に作成させていただくことにはなるのですが、船橋市としてこれまでいろんなところで、税とかで挙げている特定個人情報保護評価書、そういったところで守っているセキュリティの部分、そういったところについては同程度守るようというところは意識して作成をしております。

加藤委員

もう一つだけいいですか。

岡崎会長

どうぞ。

加藤委員

31ページですが、これは書きぶりの問題になってくるのかもしれませんが、具体的なチェック方法というところの④番、「年に一度特定個人情報保護評価書の見直しを行い、評価書の記載内容のとおり運用が行われていることを確認している」と、そういうことなんでしょうけれども、見直しを行った場合には、当然次には「改善」というような言葉が出てくるのかなというふうに私は思ったんですが、そこまでは言わないほうがいいですか。

## 健康づくり課

実際見直しを行って、例えばここをこうしなければいけないという致命的なものももし出てくるようであれば、もちろん我々としては法務課ともお話をさせていただきます、修正等を行わせていただくことにはなります。

## 加藤委員

ということは、「見直しを行い」ではなくて「見直しを行った上で」ということになりますかね。

## 健康づくり課

そうですね。

## 加藤委員

なるほどね。分かりました。

## 岡崎会長

ここで修正すべき箇所が見つかったら、それについても修正するということがこの記載に含まれていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

今回は事後評価ですね、緊急的な措置として。ということは、今も既にこのシステムは運用されているということで、現在運用していて、この辺りが何か問題になりそうだとか、そういったことは特にないでしょうか。

## 健康づくり課

現状の運用としましては、あくまで我々自治体側としての運用の話の中では、例えばここで漏れてしまうのではないかとか、そういったことにつながるようなものというのは現在起きてはおりません。

## 岡崎会長

さっき外部機器、USBを用いるというお話だったんですけども、それは、いわゆるUSBというのは、カシャッと入れるあれを課で1つ管理していて、必要なときにだけそれを取って使つてと、そういうことになるんですか。

## 健康づくり課

はい。借りるときにも申請を行いまして、その中にもセキュリティがきちっと入っておりますので、パスワード等を入れないと中身が見えないというものが利用されて



おります。

### 岡崎会長

利用するときには、きちんと履歴が残る形で申請をして、返却してというところまできちんとやっていたらいいと。分かりました。

しきい値というのは、こちらで細かく確認というのはなかなか難しいですが、ここは問題にしないと。

### 事務局

今回、インデックス4をご覧いただいて、一番最初のところに「START」というのがございますが、対象人数は何人かというところから始まりまして、今回コロナウイルスの関係で人数が30万人以上というところになりまして……。

### 岡崎会長

左のほうですね。

### 事務局

はい。左にいまして、そうすると、ファイルの取扱者数は何人かとか、そういうところには行かずに、30万人以上であると全項目評価を行わなければならない。ということで、作成する評価書は基礎項目評価書と全項目評価書になります。

### 岡崎会長

ここは問題ないところですね。

ほかに何かご質問やご意見ありますでしょうか。

どうぞ。

### 坂井委員

VRSを運用してそこでマイナンバーを連携させて運用するというものを、番号法上の根拠として、先ほど説明の中で緊急避難的というご説明があったと思いますけれども、そうしますと、マイナンバーと連携させてこのシステムを動かさないと、期待する事務が十全に実現できなかったということに恐らくなるのだらうと思いますけれども、その点についての説明はあまりなされていなかったように思いますので、その点についてもうちょっと詳細にお話をお伺いできればと思いますけれど。

### 健康づくり課

それについてなのですが、マイナンバーを使う必要があったということの最大のと

ころとしましては、転入・転出が関わってきまして、今回のワクチンを1回目、2回目を打ったときにですけれども、1回目の接種から明確に何日間、ファイザーとかモデルナとかワクチンの種類があるんですけれども、何日後以降でないかと接種をしてはいけないといった縛りがありまして、そのタイミングを通常どおり、これまでの予防接種のような、お医者様のほうから毎月、毎月、紙で届いた段階で確認するということをしてしまうと、届いた段階、こちらで確認した段階で次の接種日が可能な時期かどうかというのが、過ぎていくか過ぎていないかというのが微妙なところになってしまう。この中で、例えばこの間に転出してしまった場合、転出先の自治体のほうで、この方は1回目を打つべき人なのか、それとも、もう2回目を打っている人なのか、これから打てる人なのか、そういったところが分からなくなってしまう。ここの連携のために医療機関のほうで即時に情報をVRSのほうに発信する必要があり、その連携というのを自治体間で連携する必要がある。その機能を実施するために今回のVRSというものを契約されているということです。

#### 坂井委員

ということは、その機能は従来の住基システム準拠でつくった従来の接種についてのあのシステムでは、やはり実現不可能であったということになるんですね。

#### 健康づくり課

そうです。

#### 坂井委員

分かりました。ありがとうございます。

#### 岡崎会長

これは従来の接種情報の市管理システムでもマイナンバーはひもづけされていたんですよね。

#### 健康づくり課

はい、そうです。

#### 岡崎会長

それを今回迅速に反映できるようにしたという、厳密な理解はなかなか難しいんですけれども、そういう大まかな理解でよろしいですか。

#### 健康づくり課

はい、そうです。

### 健康づくり課

従来のシステムですと、やはり2～3か月システムに反映されるまでに時間がかかりますので。

### 岡崎会長

そうですね。ニュースを見ていますと、4回接種したとか5回接種したとか、いろんな場面が報道されていたんですけども、そのときは、このVRSシステムを使っていなかったから、それができたという理解なんですよ。

### 健康づくり課

恐らくなんですけども、そういったことが起きる場合というのは、例えば、医療機関のほうに読み取りをしてくださいとお願いをしている上なんですけども、例えば読み取りが漏れていたとか、そういったことが主に考えられるかなと思います。

### 岡崎会長

第1回目の接種のときから、このVRSシステムは稼働していたんですね。

### 健康づくり課

稼働はしていました。

### 岡崎会長

分かりました。

ほかにありますか。答申案を書く必要がありますので、疑問点があったら担当課がいらっしゃるうちに何なりと質問していただければと思います。

特に大丈夫ですか。

これ以上質問等がないようでしたら、答申書の作成のほうに移りたいと思いますので、担当課の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。退席していただいて結構ですので、どうもありがとうございます。

(健康づくり課 退室)

### 岡崎会長

それでは、予防接種に関する事務の評価書修正案、今回の諮問書の内容が特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らして適合性及び妥当性の双方を満たしている

ものかどうかを含め、答申の中身について協議したいと思います。

答申の内容についてですが、過去の第三者点検の答申書をベースに事務局のほうから答申書のたたき台を提示していただくかと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その前提で資料の配付と説明をお願いいたします。

(資料配付)

## 事務局

ただいまお手元にお配りしました資料は2つのパターンがございます。

1つ目は答申書の短いほうの話でございます。こちらは令和元年度第8回の当審査会において、「住民基本台帳に関する事務」について第三者点検をしていただき、答申したものをベースとしております。こちらについては、評価の再実施ということと他の自治体の答申の状況等を踏まえまして、一つ一つの項目には触れずに指針の審査の観点に照らして適合性及び妥当性ととも基準を満たしていると包括的に記載することとなりました。

もう一つの長いほうにつきましては、平成27年度に税の事務について新規の評価書に対して答申をした際に利用した答申をベースにしております。

今回は重点項目評価からの変更とはいえ新規に第三者点検をかけることから、短いほうの答申にするのか長い答申にするのかの判断もあると思いますので、2つのパターンをご用意いたしました。新規か変更かに関わらず他の自治体の答申の状況等を踏まえまして、短いほうにするのか、新規の場合は長いほう、変更の場合は短いほうの答申を利用するなど、ご検討いただきたいと思います。

また、答申の長いほうですと3、短いほうですと2になりますが、審査会からの付言を前回は付しておりますが、この部分につきましても、今回どのようにするかということにつきましてもご検討いただきたいと思います。

また、本日お休みされております大川委員及び青木委員にも事前に資料を送付し、ご意見等があればご連絡いただく形としておりましたが、ご意見等がなかったことを申し添えます。

説明は以上でございます。

## 岡崎会長

ありがとうございます。

では、内容の協議を行う前に、答申書のたたき台を各自目を通していただけますでしょうか。その上でご意見やご質問がありましたら改めてお願いいたします。

(各自、内容を確認)

**岡崎会長**

このVRSシステムについては、11ページ目ですけれども、株式会社ミラボというところに委託をして、再委託はしないということですね。

**事務局**

そうです。

**岡崎会長**

株式会社ミラボというのは、船橋市が選定した委託先なんですか。

**事務局**

国のほうが一括して委託してしまして、契約自体は市も含めてこういう内容でと、各方向にこういう形でやりますと言われているので、市が選定する余地というのは正直ないものでございます。

**岡崎会長**

なるほど。国がもう。

**事務局**

国のほうが一括して調達して、調達したシステムを各自治体のそれぞれの領域内で使うという形になります。

**岡崎会長**

分かりました。

パターン1とパターン2がありますが、どちらがいいかとか、そういったことも含めてご意見ありますでしょうか。

パターン2のほうが、しっかり検討したという感じではありますが、簡潔にするならばパターン1という。

**加藤委員**

長いほうの2番の(1)の③、④をちょっと解説していただけませんか。

**事務局**

③、④ですね。③につきましては、こちらの特定個人情報保護評価書は原則公開な

んですけれども、リスク対策等、公開することで逆にリスクを負ってしまうような部分につきましては、公表しないことができるという規定もございます。ただ、今回の評価書につきましては、公開して何かセキュリティ上支障が出るような部分はないので、全て公表していますというところがございます。こちらの適合性の部分なんですけれども、公表しない部分は適切な範囲かという項目の、それに対する回答といえますか。

## 事務局

資料はインデックス5になります。その中で(3)とありますが、それが各々答申に、括弧数字を答申書に落としているというところになります。ですので、③番のほうは、公表しない部分はないということで適当だということで案をつくっております。

④につきましては、適切な時期に実施しているかというところで、原則としては事前に評価書は作成するものなんですけれども、先ほど健康づくり課のほうからも説明があったとおり、災害その他でやむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、行政機関の長等は当該特定個人情報ファイルを保有した後、速やかに評価書の公示を行うとされているので、こちらに適合するというところで実施時期としては妥当なのではないかというものになっております。

## 岡崎会長

諮問の日付も令和3年11月になっていますものね。このときには作成して案を提出されていたということ。

## 事務局

はい。

## 田部井委員

新規ということと、あと最後にご説明のあった原則例外が逆転しているという事案ですので、それらを踏まえて、長文のほうで答申しておいて構わないかなと思います。

## 岡崎会長

そうですね。全て確認したということを示すという意味で、パターン2の長文のほうですね。

ほかの委員の先生方はいかがですか。問題ないですか。大丈夫ですか。

加藤委員も長いほうでいいですか。

## 加藤委員

いいですけど、③番を勘違いしていて、要するに「セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は」というのが情報の内容について言っているのかなと思っちゃったんですよ。次の「全て公表できる」というところは、素案の内容について言っているわけですよ。

## 事務局

そうです。

## 加藤委員

だから、それが重なっているから続けて読んでしまったので、どういうことかなというふうに疑問に思っておりました。分かりました。

## 岡崎会長

公表することによって逆にハッキングされるリスクが高まることを非公表にできるということですが、特にそういった問題は今回は生じないであろうと。

## 事務局

特に生じない。例えばですけれど、リスクとして例えばシステムの瑕疵があったとしまして、一部分悪いねという部分があったなら、それは評価をすることなので、こういうところが悪いね、こういうことを気をつけましょうということとは書かない。こういうことが悪いということを書くことで弱点を示すことになって逆にリスクが上がってしまう。そういう部分は基本的にはないんですが、そういう部分があったらそれは逆にリスクを上げてしまう。本末転倒になってしまいますので書かないということ。今回はそういうものが特にないので全て公表して、パブリック・コメントもかけて公表するというところになっています。

## 岡崎会長

分かりました。

では、パターン2の長文のほうで答申内容とするということによろしいでしょうか。

## 各委員

(異議なし)

## 事務局

事務局からですが、基本的には新規の案件につきましては長文のほうで見ていって、

一部分修正する場合もあるんですけど、そのときに、もう一度再実施する際というところは短文でもう一回案を示していくという形で今後も考えていきたいと思います。

## 岡崎会長

そうですね。付言事項もこれで問題ないでしょうか。一般的な注意書きとして。

分かりました。それでは、本件についてはパターン2のほうの内容で答申するものといたします。また、答申書は事務局から実施機関に渡しておいていただけますようお願いいたします。

## 事務局

はい、分かりました。

## 岡崎会長

次の議題に移りますが、次の議題は個人情報取扱事務届出について、事務局から報告を受けます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

それでは、個人情報取扱事務の届出についてご報告いたします。

個人情報取扱事務の届出についてですが、個人情報を取り扱う事務については、事務の名称や取り扱う目的、記録項目、収集先などを市長に対し届け出ることが個人情報保護条例第16条第1項で規定されておりますので、実施機関は必要事項の届出をしております。

これから行う個人情報取扱事務の届出のご報告につきましては、個人情報保護条例第16条第3項及び第4項に基づくものであり、ご覧いただき、ご意見がある場合につきましては頂戴できればと考えております。

今回届出がありました事務は、新規の届出が1件、変更の届出が2件の計3件です。

ファイルにつづられていない資料のうち、左上をホチキス留めされた「個人情報取扱事務届出簿」と記載されている4枚の資料をご覧ください。こちらが今回届出がありました事務となります。これらの事務のうち、変更として児童家庭課から提出された児家個34の「子育て世帯に対する臨時的な公的給付に関する事務（市独自事業を除く）（個人番号利用事務）」の届出について説明させていただきます。資料は3枚目になります。

こちらは、もともと未婚の児童扶養手当受給者やひとり親世帯に対する臨時特別給付金の事務として令和元年に新規の届出が出ておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、令和3年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代



開拓のための経済対策」に基づき、子育て世帯への臨時特別給付金の支給が開始され、給付金の種類が追加となったことから変更の届出がなされました。

また、個人番号を利用することに伴い、別紙の特定個人情報の取扱いについての届出も出ております。4枚目のものがそれです。

個人情報の取扱いとしては、法律及び本人の同意に基づき、庁内や関係機関と情報をやり取りしておりますので、問題はないと考えます。

この事務に係る説明は以上です。

最後になりますが、届出については、事務局であります法務課で、記録項目の漏れがないか、内容に矛盾がないか等、確認をしておりますことを報告させていただきます。

報告は以上でございます。

### 岡崎会長

ありがとうございます。今ご説明のあった届出について、ご意見、ご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

### 事務局

内容の補足といたしまして、紹介させていただいた3枚目の児家個34、記憶に新しいかもしれませんが、5万・5万でクーポンでやるか、現金一括で10万円でやるかと、そういう事務につきまして、そこからまた入ってきましたので、新たに差し込んであるものとなります。今後もコロナの関係とか給付金があると、本人から上がってきたり、法令の根拠で扱いとしては他の方がもらうようなものではないのですが、こういう事務が増えてくるかなとは考えられます。

### 田部井委員

今回、委託の有無も「有」に変更になっていますけれども、臨時給付金に関しては委託をする必要があるということで追加になっているんですか。

### 事務局

そうですね。

### 田部井委員

これは船橋市が独自に依頼をしているのか、さっきの国が給付金の事務に関しては一律この業者を使うようにということに委託先が決まっているのか、その辺りはいかがでしょうか。

## 事務局

恐らく市が独自で契約を結んでいるものかなと思っておりまして、給付金に関しては申請の受付ですとか審査業務というのを委託しているものがございまして、その中でマイナンバーに係る去年の夏に実施した10万円のほうについては、株式会社ニチイ学館というところに委託しているというのが特定個人情報保護評価書のほうで記載されております。

## 岡崎会長

これは、一定の年齢以下は児童手当の適用のあるところに給付されて、それ以上の年齢の方については申請みたいな、そういう報道もあったんですけど、ここは一律申請なんですか。それとも、こちらできちんと情報を収集して、児童手当の対象になる方。

## 事務局

高校生のみを監護する方とかについては郵送なんですけど、高校生以上と大学生については申請が必要な方と申請が必要でない方がございます。児童手当をもらっている方については、こちらで情報が分かるんですけど、それ以外の高校生以外では……。

## 岡崎会長

収入の制限とか、そういったものの申請をしていただかないと分からないので、それはやっていただくと。そういう意味で、本人同意と法令等と収集の根拠が2つあるというのは、そういうところなんでしょうかね。それとも、そもそも児童手当を適用するときに本人同意があって、基本は本人同意であると、そういう趣旨なのか、ちょっとあれですけど。

## 事務局

届出簿のほうで別紙と本体のほうがあると思んですけども、本体のほうの収集の根拠につきましては、「特定個人情報を除く」となっていますので、マイナンバーを利用した事務ではなく、今まで届出で出していた未婚の臨時給付金ですとか、そういったものについては本人同意等を根拠に収集していますよというところがございます。先ほどお話ししていたマイナンバーを用いた事務につきましては別紙のほう、こちらは特定個人情報に限るほうになります。こちらにつきましては、根拠としては番号法のほうになっております。

## 事務局

すみません、先ほど申請等の件で誤ったことを申し上げまして、おわびします。中

学生以下の子供につきましては、自動でこちらから振り込みを行っております。高校生のみを監護する家庭もしくは公務員の家庭は申請が必要となっています。

#### **岡崎会長**

いろいろあるんですね。

#### **事務局**

児童手当の支払いとかも公務員はちょっと違ったりしますので、多くの中学生以下の子供は自動的に振り込むような形になっていますので、プッシュ式といいますか、書いてもらわないでも払い込んでいるという形になっております。

#### **岡崎会長**

もう年内に振り込んでいる地方公共団体が多かった。

#### **事務局**

12月27日に振り込みという形でホームページには書かれています。

#### **岡崎会長**

特にこの辺りのところ、ご意見とかありますでしょうか。

#### **坂井委員**

アマチュア無線非常通信連絡会という、これは一体何の会なんですか。危機管理を掲げているので、何か非常に大事な会のような気がするんですけど、ちょっと想像がつかないので。

#### **事務局**

恐らくですけど、すみません、事務を全て分かっているわけではないんですけど、防災訓練とかで学校に無線機というのがありまして、各学校とかで集まった情報を本部に無線でやり取りをしているんですね。災害のときなので、それでアマチュア無線の非常通信連絡会と協力してやっているというところで、市との連絡会議があつて名簿を作成しているというところですよ。

#### **岡崎会長**

これはメールアドレスが加わるだけということですかね。

## 事務局

そうですね。今回メールアドレスが増えたのでどうしようかということなので、増えたのであれば変更の届出をすべきではないかということで変更させていただきました。

## 岡崎会長

分かりました。内容的には特に問題はなさそうですね。

## 事務局

ご本人から内容は聞いていますので、お名前とか住所とか電話番号を聞いている形です。

## 岡崎会長

では、特に問題はなさそうなので、次の議題に移りたいと思います。

個人情報保護制度の一本化について、ご報告を受けます。事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

続きまして、「個人情報保護制度の一本化について」、事務局から報告させていただきます。資料につきましては、カラーのA4横のものになっております。

まず1枚目、「個人情報保護制度見直しの全体像」をご覧ください。現状の個人情報保護制度ですが、資料左側のように、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等と法令が異なり、個人情報の定義、取り扱い等が異なるルールとなっております。この異なるルールを一本の法律に統合し、全国的な共通ルールを規定することが定められました。資料の右側が一本化された際のイメージとなりますが、地方公共団体においても資料では新個人情報保護法と記載がありますが、個人情報の保護に関する法律に基づき運用を行うこととなります。

2枚目の資料をご覧ください。令和3年改正法の施行に関する公的部門ガイドライン等の策定スケジュールとして、個人情報保護制度の一元化がどのような時期に行われるかの資料となります。資料の中央辺りに「改正法施行（国等）」とあり、その右側に「改正法施行（地方）」とございます。国、独立行政法人等は令和4年4月1日から新しいルールが適用となります。地方公共団体、地方独立行政法人は令和5年春から適用となります。

今後の船橋市の対応としましては、船橋市個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律に補足する条例、まだこちらは予定なんですけど、策定することを検討しております。

そこで当審査会への影響になりますが、3枚目の資料をご覧ください。こちらは「地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係」とありますが、一番下の黒丸に「審議会への諮問」という項目がございます。こちらを読み上げさせていただきます。

「改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが『特に必要である』場合に限り、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない」とあります。

現状の制度ですと、個人情報を収集・提供などの際に、当審査会に諮ることを要件として収集・提供を行う場合などがございました。条文をご覧くださいと分かりやすいと思いますので、ピンクのフラットファイルの条例集、個人情報保護条例第14条をご覧ください。第14条では、利用及び提供の制限として取扱目的以外の目的に当該保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない旨の規定がございます。その中で、第14条第1項第5号で、「その他特別の理由のある場合であって、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、または提供するとき」とあります。新しい制度になりますと、審査会に諮ることを要件とするような規定は行えず、特に必要である場合に限り、諮問できることとなっております。このことから、個人情報の取扱いについて諮問をすることはあったとしても、個人情報保護条例第何条に基づき諮問しますという形ではなくなるのと、「特に必要」というのが国が一元化することなので、各々の審査会でルールを決めてしまっただけではいけないというところが言われておりますので、減少はしてくると考えられます。

もう一つ、ピンクのフラットファイルをもう一度ですけれども、「船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例」をご覧くださいよろしいでしょうか。

## 岡崎会長

インデックス5ですか。

## 事務局

はい、インデックス5です。

この中で、第3条で所掌事務を規定しておりますが、そのうちの第1項第2号で個人情報の取扱いの所掌事務の規定がございます。先ほど説明いたしました典型的に諮問を要件とする規定を行えないこと、個人情報保護条例の廃止が見込まれることから、こちらの条項を改正することが考えられます。ただし、審査会の事務といたしましては、情報公開の分野には変更はございません。審査請求とか情報公開で行って検討していただいていると思いますが、情報公開のほうには何も影響するものではございません。また、個人情報の分野においても、審査請求、先ほどありました特定個人情報

保護評価の第三者点検、そちらは残る予定です。ただ、個人情報の取扱事務、先ほど報告がありましたが、そちらについてはなくなる予定となっております。

こちらが令和5年春なので、まだまだ方針が固まっていない部分等もございます。今回は概要のみの説明となってしまいますが、正式に条例改正等の方針等、あとは例えば条文等ができましたら、また資料をつけて改めて委員の皆様には報告できればと考えております。

今回の事務局からの報告は以上となります。

## 岡崎会長

ありがとうございます。令和5年春に個人情報保護条例の廃止と審査会条例の改正が予定されているとのことですが、今後、改正方針や条例案等が具体的に決まりましたら、審査会の業務に支障がないよう適宜報告をお願いしたいと思います。

委員の皆さんから何かご質問やご意見はありますでしょうか。

特にございませんか。

そうでしたら、次は審査請求に係る審議を行いたいのですが、ここで休憩を、10分程度、20分過ぎぐらいまで取りたいと思います。

以下、非公開審議のため、会議録は公表しません。

### 9 資料・特記事項

別添のとおり

### 10 問い合わせ先

総務部総務法制課情報公開係

電話 047-436-2062